

洞川温泉ビジターセンター新築工事に伴う設計業務委託設計コンペ実施要領

令和4年4月

1 趣旨

本事業は、平成5年のオープンから約30年が経過し、建物及び各設備の経年劣化が進んでいる洞川温泉センターを地域の将来人口及び当該施設利用者数の傾向を踏まえた上で、従来の温泉施設のみの機能に加え、情報発信、体験案内、更衣室、荷物預かり所、乗用車用駐車場、観光バス駐車場、路線バスのバス停等の機能を加えた新たな地域の観光拠点施設に建替することで、利用者の利便性を高めると共に、より魅力のある観光地とすることを目指す。

本設計コンペは、設計者を選定するプロポーザル方式ではなく、本地域に相応しい設計案を募集し、最も優れた設計案を選ぶものである。

2 本実施要領の取扱い

本委託の受託候補者を特定するための手続き等は、本実施要領による。

3 業務の概要

(1) 業務の名称

洞川温泉ビジターセンター設計業務委託

(2) 業務の内容

洞川温泉ビジターセンター設計業務委託仕様書（以下「仕様書」）の通り。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年2月28日（火）までとする。

(4) 委託費用

委託費用は20,438,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。

※この金額を超える金額で提案した場合は失格とする。また、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示したものである。

4 業務対象施設及び所在地

(1) 施設名：洞川温泉ビジターセンター（現：洞川温泉センター）

(2) 所在地：奈良県吉野郡天川村大字洞川13番地の2

5 担当部局

〒638-0392 奈良県吉野郡天川村大字沢谷60番地

天川村役場 地域政策課 担当：阪中

電話：0747-63-0321（代表）

FAX : 0747-63-0329

Email : chiikiseisaku@vill.tenkawa.lg.jp

6 参加者に要求される資格要件

本コンペに参加できる者は、単独企業として次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- ア. 地方自治法施行令（昭和21年政令第16号）第167条の4の措置を受けていないこと。
- イ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ウ. 天川村建設工事等暴力団排除措置要綱（平成23年2月1日要綱第1号）に該当しないこと。
- エ. 近畿圏内に主たる営業所を有していること。
登録規定等：建築士法（昭和25年法律第202号）
登録部門：一級建築事務所
- オ. 本コンペに係る参加申込み期限の日までに、国・奈良県及び本村の指名停止等の措置を受けていないこと。
- カ. 管理技術者としての資格要件は次による。
建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に定める一級建築士を配置できること。（公告日以前に3ヶ月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）

7 参加表明書等の提出等

(1) 提出書類

本コンペに参加しようとする者は、次に掲げる書類を1部提出すること。

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 会社概要（様式2）
- ウ 業務実績表（様式3）
- エ 業務実施体制（様式4）

(2) 参加表明についての質問及び回答方法

①質問の方法

参加表明に関する質問書（様式）を使用し、「5 担当課」に電子メールにより提出すること。なお、送信後は必ず電話により受信確認をすること。

②質問の受付期限

令和4年4月15日（金）午後4時

③回答の方法

令和4年4月19日（火）午後5時までに質問者に電子メールにて回答するとともに、

本村ホームページに掲載する。質問者の名称については公表しない。なお、質問及び回答の内容は、仕様書の追記事項として取り扱う。

(3) 参加表明の提出期限・提出場所及び提出方法

- ①提出期限 令和4年4月22日(金)午後5時
- ②提出場所 天川村役場地域政策課
- ③提出方法 持参または郵送(提出期限までに到着するものに限る。郵送の場合は配達記録が残る方法を利用すること。)

(4) 募集説明会

本業務に関する募集説明会は行わない。

8 企画提案書等の提案者の選定(第一次審査)

提出された参加表明書等により、事務所及び管理技術者の技術力を評価し、概ね5者程度を選定するものとする。但し、参加者が選定予定数を大幅に上回らない場合は、全員を選定する場合がある。

9 企画提案書等の提出依頼

参加表明書等の書類審査後、第一次審査の結果及び企画提案書等の提出依頼について、令和4年4月27日(水)に通知する。

10 企画提案書等の作成に必要な資料の閲覧

企画提案者として選定を受けた者は、企画提案書等の作成に必要であれば現況施設の建築設計図書等の資料を閲覧できる。但し、当該資料閲覧の目的は企画提案書等の作成に限るものとする。

11 辞退届

参加表明後、本コンペへの参加を辞退する場合は、「辞退届(様式8)」を提出すること。なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはないものとする。

12 企画提案書の提出

企画提案書等の提出依頼を受けた者は、次のとおり書類を提出すること。企画提案書は、「洞川温泉ビジターセンター設計業務委託仕様書」、「現場説明書」、「設計コンペに係る機能要求書」等の内容を踏まえ作成すること。なお、提案書、設計案、見積書、見積内訳書について、受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。

(1) 提出書類

- ①提案書(様式5)

②設計案

ア 提出物

- ・A3用紙（横使い）5枚（下記の記載内容全て含む）※カラー印刷
- ・上記のPDFデータ（10MB以内）

イ 記載内容

- ・設計趣旨、配置図、平面図、立面図、透視図（縮尺自由）

ウ 注意事項

- ・A3用紙はパネル化せず、紙で提出すること。
- ・文字は見やすい大きさ（10pt以上）とすること。文字が小さく判読が難しい場合は、その部分を評価の対象としないことがあります。
- ・設計案には、用紙の右上の角（縦2cm×横5cmの範囲内）に会社名を記入すること。

③見積書（様式6）

④見積内訳書（任意様式）

企画提案書と別冊とし、見積内訳書（任意様式）を提出すること。金額については、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。

(2) 企画提案についての質問及び回答方法

①質問の方法

企画提案に関する質問書（様式7-2）を使用し、「5 担当課」に電子メールにより提出すること。なお、送信後は必ず電話により受信確認をすること。

②質問の受付期限 令和4年5月13日（金）午後4時

③回答の方法

令和4年5月17日（火）午後5時までに質問書に電子メールにて回答するとともに、本村ホームページに掲載する。質問書の名称等については公表しない。

なお、質問及び回答の内容は、仕様書の追記事項として取り扱う。

(3) 提出部数 正本1部、副本10部

(4) 提出場所 参加表明書の提出場所に同じ

(5) 提出方法 参加表明書の提出場所に同じ

(6) 提出期限 令和4年6月10日（金）午後5時

13 プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書を提出した者は、次のとおりプレゼンテーションを行うものとし、これに係るヒアリングを実施する。

(1) 実施日 令和4年6月20日（月）～6月24日（金）の内1日

(2) 開始時刻 後日通知する。

- (3) 実施場所 天川村山村開発センター 3階 301会議室
- (4) 所要時間 プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内
- (5) 出席者 3名以内
- (6) 備品 プロジェクター、スクリーンは村の備品を使用可能。
PC その他必要な備品等は提案者が持参すること。
- (7) その他 ヒアリングは非公開で実施する。(事務局職員は例外とする) 当日に追加資料を配付することは認めない。

14 審査方法及び評価基準

(1) 選考方法

①第一次審査

参加表明書提出時の書類審査を行い、結果は参加表明者すべてに書面にて通知する。

②第二次審査

企画提案書等による書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。
審査後、採否の結果を書面にて通知する。

(2) 審査方法

企画提案書等による書類審査に加えて、プレゼンテーションの結果を加味し、洞川温泉ビジターセンター設計事業事業者選定委員会(以下「選定委員会」)の審査により特定する。なお、提案者が1者のみの場合であっても、選定委員会において審査を行う。

(3) 評価基準

評価項目細別ごとに評価を行い、配点内の点数を付け、その合計点を提案者の得点とする。また、詳細は洞川温泉ビジターセンター設計コンペ評価要領による。

15 日程

公告	令和4年4月8日(金)
参加表明に係る質問の受付期限	令和4年4月15日(金)
参加表明に係る質問の回答	令和4年4月19日(火)
参加表明書の受付期限	令和4年4月22日(金)
一次審査の結果通知及び提案書の提出依頼	令和4年4月27日(水)
企画提案に係る質問の受付期限	令和4年5月13日(金)
企画提案に係る質問の回答	令和4年5月17日(火)
企画提案書の受付期限	令和4年6月10日(金)
プレゼンテーション及びヒアリング	令和4年6月20日(月)から24日(金)のうち1日
受託候補者の特定	令和4年6月28日(火)
契約締結	令和4年6月29日(水) 予定
業務開始	令和4年6月30日(木) 予定

16 契約について

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、随意契約の手続を行うものとする。その際には、特定された者は改めて見積書を提出するものとする。

なお、協議が整わないときは、次位の企画提案書の提案者と協議をする場合がある。

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 契約保証金 | 天川村契約規則による |
| (2) 契約書作成の要否 | 要 |
| (3) 支払条件 | 検査に合格すること。 |

17 欠格事由

次のいずれかに該当する場合は、本件コンペに参加することができない。

- (1) 「6 参加者に要求される資格要件」を満たさなくなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。
- (3) その他公平な審査を妨害する行為があったと認められるとき。

18 その他の事項

- (1) 本コンペ参加に要する費用として、企画提案書の提出を行った提案者に対して10万円を支払う。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は返却しないととも、受託候補者の特定作業及び企画提案者の評価の目的以外に提案者に無断で使用しない。なお、特定作業を行う必要な範囲において複製を行うことがある。
- (4) 業務の一部について、他社に委託する際は、事前に本村の承諾を受けることとする。
- (5) コンペにより、受託者となっても、村からの設計の変更の要請について、必ず対応すること。